**新　旧　対　照　表**

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第１条～第６条第７条(１)～(３)　略(４)　処分制限期間内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。　(５)～(８)　略第８条　略　２　略　(１)～(２)(３)　別表第１の事業区分のうち１の森林づくりタイプ及び２のモデルタイプに掲げる経費から３の附帯事務費に掲げる経費への流用(４)　　略　削除第９条～第12条　略（繰越承認申請）第13条　補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第９号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。第14条～第16号第17条　略２　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。 | 高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱第１条～第６条第７条(１)～(３)　略(４)　処分制限期間内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあることとし、作業システム改善タイプで導入した作業機等の処分制限期間については、作業機を取り付けた機械本体の耐用年数の残期間にかかわらず、大蔵省令に定められている林業機械等の耐用年数に相当する期間とすること。(５)～(８)　略第８条　略　２　略(１)～(２)(３)　別表第１の事業区分のうち１の森林づくりタイプ及び２のプロジェクトタイプに掲げる経費から５の附帯事務費に掲げる経費への流用(４)　　略(５)　別表第１の事業区分のうち４のレンタルタイプにおいては、レンタル機械使用事業体の追加第９条～第12条　略（繰越承認申請）第13条　補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第９号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、レンタルタイプを除く。第14条～第16号第17条　略２　レンタルタイプに係るものは、前項の規定にかかわらず知事に１部提出するものとする。３　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 附　則この要綱は、平成21年６月１日から施行し、平成21年度高性能林業機械等整備事業費補助金から適用する。　附　則この要綱は、平成23年５月27日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。附　則この要綱は、平成24年３月22日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。附　則　この要綱は、平成24年6月7日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。附　則この要綱は、平成26年４月８日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。附　則この要綱は、平成27年６月10日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。附　則この要綱は、平成28年４月25日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。附　則この要綱は、平成29年10月５日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。 | 附　則この要綱は、平成21年６月１日から施行し、平成21年度高性能林業機械等整備事業費補助金から適用する。　附　則この要綱は、平成23年５月27日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。附　則この要綱は、平成24年３月22日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。附　則　この要綱は、平成24年6月7日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。附　則この要綱は、平成26年４月８日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。附　則この要綱は、平成27年６月10日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。附　則この要綱は、平成28年４月25日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 別表第２　略 | 別表第２　略 |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| ３～５　略別紙　略第２号様式　略 | ３～５　略別紙　略第２号様式　略 |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| （注）事業における区分には、別表第１の事業種目を記入してください。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 削除 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 第５号様式～第６号様式　（略） | 第５号様式～第６号様式　（略） |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| 第８号様式～第９号様式　（略） | 第８号様式～第９号様式　（略） |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **改正後** | **改正前** |
| ２～３　略別紙２　略変更比較工程表　略第10号様式　略 | 別紙２　略別紙２　略変更比較工程表　略第10号様式　略 |